

熱中症を防ごう〔追補〕

1. 令和 7 年 4 月、労働安全衛生規則に第 612 条の 2 が新たに追加され、その具体的実施方法として施行通達（令和 7 年 5 月 20 日基発 0520 第 6 号）も公表され、同年 6 月 1 日に改正労働安全衛生規則が施行されました。
 2. 令和 6 年 7 月、日本救急医学会「熱中症診療ガイドライン 2024」が公表され、重症度分類に IV 度が追加されました。
- 以上について、要点を情報提供します。

令和 7 年 6 月

中央労働災害防止協会

1. 「労働安全衛生規則第 612 条の 2」の概要*

同条第 1 項（早期発見の体制整備）は、「事業者は、…熱中症を生ずるおそれのある作業（＝WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間超の作業）を行うときは、…作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合…熱中症が生じた疑いがあることを…他の者が発見した場合…報告をさせる体制を整備し、…周知させなければならない。」と規定。

同条第 2 項（重症化防止の手順作成）は、「事業者は、…作業からの離脱、身体のコールド、…医師の診察又は処置を受けさせる…その他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、…周知させなければならない。」と規定。

- * 保護対象は、「労働者」ではなく「作業に従事する者」。
- * 罰則根拠は、労働安全衛生法第 22 条。
- * 適用範囲に、業種、規模、時刻、屋内外等の除外条件なし。
- * 労働安全衛生関係法令で「熱中症」が条文に初登場。

2. 日本救急医学会「熱中症診療ガイドライン 2024」**

重症度	症状	治療
Ⅰ度	水分の自力摂取で症状が回復する状態 めまい、立ちくらみ、生あくび、筋肉痛、 筋肉の硬直（こむら返り）がある 意識はあり、意思疎通ができる	現場で対応 体表冷却、安 静、水と Na ⁺ の自力摂取
Ⅱ度	医療機関で点滴が必要 頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力・ 判断力の低下	医学的対応 体温管理 体液管理
Ⅲ度	救命救急センターで集中治療が必要 臓器障害（肝臓、腎臓、脳等の障害、 DIC）があるが、Ⅳ度には該当しない	入院治療 身体冷却 集中治療
Ⅳ度	救命救急センターで救命救急治療が必要 深部体温 40℃以上（明らかな皮膚熱感 あり）かつ中等度以上の意識障害あり （意思疎通が困難、刺激への反応鈍化）	入院治療 積極的冷却 集中治療

** 日本救急医学会「熱中症診療ガイドライン 2024」の診療アル
ゴリズムに基づき重症度、症状、治療の表現を平易化

———関連ページのご案内———

P 8	第 1 章	7 熱中症の分類
P52	第 4 章	5 熱中症の重症度
P59	第 5 章	2 労働衛生管理と熱中症のリスク
P122	第 7 章	5 労働衛生管理体制（日常の備え）
P123	第 7 章	6 救急処置
P152	第 10 章	1 熱中症予防の法令